

【巻末資料】用語集

【ア行】

インフラ

インフラストラクチャーの略語。水道や道路等の社会基盤のこと。

インセンティブ

目標を達成するために企業や人等に対して行動を促すための動機付け（支援）を行うこと。

NPO（エヌ・ピー・オー）

民間非営利団体法人組織の略。もともとアメリカの法人制度で認められた民間の非営利法人をさす。日本においても、市民による自主的なまちづくりなどの活動や阪神淡路大震災のボランティア活動の盛り上がりなどを背景に、市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになってきた。

【カ行】

幹線道路

都市の骨格をなす道路で広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路。

基幹公共交通軸

公共交通ネットワークの骨格を担う、中心市街地と15箇所の地域拠点を結ぶ8方面の公共交通軸。鉄軌道と幹線バスで構成するもの。

既存ストック

これまでに整備された資産（社会資本）のこと。都市ストックとは都市の基盤施設や歴史・文化、産業や自然に関するストックの総称。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

居住誘導区域

人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域。

区域区分

計画的な市街化を図るため、都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域を区分（線引き）すること。

熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、実現に向けた目標や施策の基本的方向を示すもの。

熊本市人口ビジョン

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、人口の現状と将来の展望を示したもの。

熊本地域公共交通計画

人口減少等の社会情勢の変化に対応した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、将来のまちづくりを見据えた持続可能で利便性の高い公共交通網形成に向けた取り組みを体系的に位置付け、住民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと進めていく計画。

熊本都市圏都市交通マスタープラン

望ましい熊本都市圏の将来像を実現するため、各交通機関相互の役割分担、連携の考え方など交通体系のあり方について、最新の人の動きに基づいて検討を重ね、平成 28 年 3 月に策定された計画。

工業専用地域

都市計画における用途地域のなかで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建設はできないため、原則として、この地域に住むことはできない。

工業地域

都市計画における用途地域のなかで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、原則として、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

交通弱者

子供や高齢者等運転免許を保有していなかったり自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。

公的不動産

地方公共団体等が保有する各種の不動産。

コミュニティ交通

公共交通が運行されていない地域の交通の利便性向上や、交通弱者の移動手段確保を目的とする交通手段のこと。小型バスやジャンボタクシーなどの車両を使用し路線を定めて定時運行するもの・路線を定めず予約に応じて運行する形態などがある。

コンパクトシティ

都市部の有効利用や中心部での機能の集約化により、徒歩による移動性を重視した都市形態またはその都市施策。

【サ行】

災害危険区域

津波、高潮、洪水などの災害に備えて、住宅や福祉施設といった居住用建築物の新築・増改築を制限する区域。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。

地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

人口カバー率

熊本市全体の人口に対して、各施設から半径 800m に居住している人口の割合。平成 27 年国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各施設から半径 800m に含まれるものを対象として集計。

人口集中地区

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基礎単位として、人口密度が 4,000 人/km²以上の基本単位区が隣接し、人口 5,000 人以上を有する地域。

生活拠点

市民が自ら地域コミュニティの活動を醸成する場であり、その圏域は家族構成やライフスタイルなど、各個人に応じて異なる。

総合計画

都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画。熊本市では新総合計画を平成28年3月末に作成(令和2年3月に中間見直し)。

速達性

各交通機関が目的地まで人を運ぶ際の速さであり、鉄軌道では速達性が高いとともに、路線バスでもバス専用レーン等を設置することで速達性が確保される。

【夕行】

代表交通手段

1つの外出目的に対して複数の交通手段を利用した際、鉄道→軌道→バス→自動車→バイク→自転車→徒歩の順番で優先順位を付し、最も高い順位の交通手段を代表交通手段とするもの。

多核連携都市

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、周辺は郊外部も含めた広域的な地域生活圏の核となる地域拠点に、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶとともに、中心市街地や地域拠点及び利便性の高い公共交通沿線に一定の人口密度が維持された、持続可能で誰もが移動しやすい暮らしやすい都市のこと。

宅地造成等規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの大きい市街地又は市街地となろうとする都市の区域であり、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域。

ダム効果

都市の拠点性やブランド力の向上により、地方から大都市等への人口流出を阻止する機能。

地域拠点

地域生活圏において核となる15箇所の地区(エリア)。

地域生活圏

1つの地域拠点が受け持つ生活圏域のこと。

地方創生

各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくり、魅力あふれる地方のあり方を築くこと。

地方バス運行等特別対策補助金

地域において必要なバスの運行の確保を図り、もって地域の福祉の向上に資するため、交通事業者に対して予算の範囲内で交付する補助金。

中心市街地

中心市街地は、熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約415ha。(熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)にて示される位置及び区域)

中心市街地活性化基本計画

平成 18 年 8 月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定され、熊本市では平成 19 年 5 月に内閣総理大臣による認定を受け（1 期）、平成 29 年 3 月には平成 29 年 4 月からの 5 年間を計画期間とする計画（3 期）の認定を受けた計画。

超高齢社会

総人口に対して 65 歳以上の高齢者人口が占める割合が 21%を越えた社会。

津波災害警戒区域

津波が発生した際に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された区域。

定時性

各交通機関が設定された運行ダイヤどおりに運行できるか否かであり、鉄軌道のように周辺環境の影響が少ない交通機関は定時性が高い。

デマンド型（予約型）乗合タクシー

利用者から予約（デマンド）があった場合のみ運行するタクシーのこと。路線バスとは異なり、利用者がいない場合は運行しないため、その分の運行費用が発生せず、路線バス等の公共交通が通っていない地域等での生活交通確保にあたり効率的かつ有効な手段の一つ。

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのこと、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われるもの。

都市機能増進施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域

商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることが出来る区域。

都市計画運用指針

今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用してもらいたいとの考えによりとりまとめたもの。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画区域マスタープラン

概ね 20 年後の都市の姿を展望した都市計画の基本的な方向性を示すものであり、都市計画区域の整備や開発及び保全の方針について熊本県が平成 16 年 5 月に策定した計画（平成 27 年 5 月に変更）。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

都市マスタープラン

今後の熊本市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示すことで、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策や取り組みを積み重ね、市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現することを目的とした計画。熊本市では、第2次熊本市都市マスタープラン「全体構想」を平成21年3月(平成22年10月と平成29年8月に修正)、「地域別構想」を平成26年3月(平成30年9月に修正)に策定。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

トリップ

人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位。移動の目的が変わるごとに1つのトリップとする。

【ナ行】

農業振興地域整備計画

農振法(農業振興地域の整備に関する法律)に基づき、熊本市が農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、策定された計画。

農用地区域

農振法に基づき県が指定する農業振興地域において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地整備計画で用途を定めて設定する区域。

【ハ行】

分担率

全体のトリップに対してある交通手段を利用したトリップの割合。

補完施設

商業機能及び医療機能については、都市機能誘導区域には存在しないが、徒歩・自転車で移動可能な範囲である800m圏内に当該機能を有する施設。金融機能については、商業・医療と同様に800m圏内に当該機能を有する施設、さらには800m圏内にあるコンビニエンスストア。

【マ行】

モータリゼーション

道路施設の充実や所得の増加により自家用車が普及し、自家用車の利用が日常化された状態。

【ヤ行】

UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。

誘導施設

人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、全ての都市機能誘導区域内に維持・確保する施設。

誘導施設（維持）

800m 圏内に現在立地している施設で、かつ都市機能誘導区域内に立地している誘導施設。

誘導施設（確保）

800m 圏内に商業機能及び医療機能が立地していない場合、また、800m 圏内に金融機能が立地していない場合、かつ、800m 圏内にコンビニエンスストアが立地していない場合の誘導施設。

輸送力

各交通機関が単位時間等に運ぶことができる人数のこと。

用途地域

都市計画区域の主として市街化区域において定める 13 種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。

【ラ行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。

立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るもの。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

